

第1 基本方針

1 背景

(1) 社会経済情勢

国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、高齢化の進行や少子化による「人口減少時代の到来」、経済、福祉、医療、雇用など社会経済情勢は大きく変化しており、右肩上がりの経済成長を前提とした経済社会システムは限界を迎えている。

また、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」への転換が求められている。

さらに、社会のあらゆる分野で、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の形成」が課題となっている。

(2) 行政運営から行政経営へ

これまでの法令遵守、事業執行の手続き、予算の配分額等が重視される行政管理型の行政運営は限界を迎えており、民間の経営理念や経営手法（経営効率性、市民満足度、説明責任等）を取り入れ効率的、効果的で、成果を重視した「行政経営」への転換が求められている。

(3) 地方分権の進展

地方分権一括法の施行や三位一体の改革の進展により、地方分権は理念の議論から実施段階に移行し、地方自治体は自己決定・自己責任のもとで、地域の特性を活かし分権自立した「地域経営」への転換が求められている。

(4) 市民協働によるまちづくり

今後ますます高度化・多様化する市民ニーズや地域課題に対応して行くためには、市民、自治会、市民団体、NPO等の多様な主体と市が役割を分担し連携した「市民協働」によるまちづくりの推進が求められている。

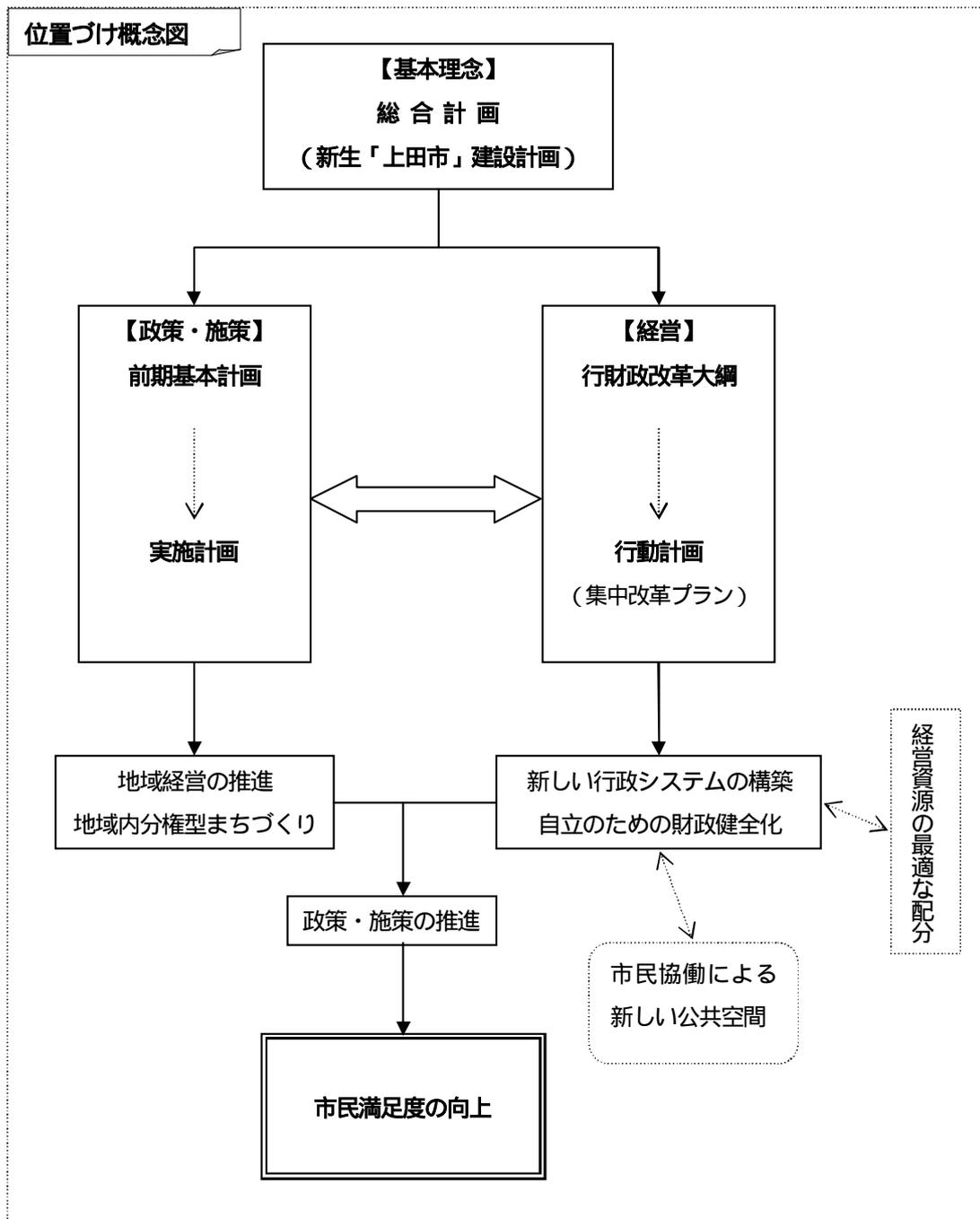
(5) 「合併は最大の行財政改革」の検証

合併による効果として「行財政改革の姿を示し、その実効性を検証する」といわれる合併効果への市民の期待が増大している。

特に定員管理については、合併協議の中で187人の削減（平成17年4月1日と10年後の平成27年4月1日を比較）が示されており、従来の仕事の仕方では、現在の仕事量をこなすことが困難になると見込まれている。

2 大綱の位置づけ

今回の行財政改革大綱の位置づけは、新市の持つ限られた経営資源を最大限に活用して、政策や施策を実現するための「新たな行政経営の仕組みづくり」を行うものであり、前期基本計画と行財政改革大綱が連携し、車の両輪となって総合計画の理念を実現し、市民満足度の高い新生上田市のまちづくりを推進する。



3 大綱の基本方針

市民協働と地域内分権を核とした「生活者起点」に基づく「地域経営への転換」と、従来の「行政運営」から自己決定・自己責任の基で進める地方分権の受け皿にふさわしい「行政経営への転換」を目指し、次の基本姿勢をもって行財政改革を進める。

(1) 聖域・例外を設けず先送りしない改革

- ア 分権型社会システムへの転換で目指す「新しい公共空間*」の形成に向け、あらゆる分野で改革の旗印を共有する聖域を設けない改革
- イ 既存システムをゼロベースで組み立てるという手法を使い、改革に伴う痛みやリスクと成果を共有する例外を設けない改革
- ウ 改革の結果の成否を議論するのではなく、改革に向けたプロセスを議論する挑戦型（ポジティブな）改革（入口論の排除）

*新しい公共空間/従来の公共的サービスの担い手は全て行政という考え方から、今後は市民、自治会、NPO等の多様な主体と行政が協働して公共的サービスを担っていくという考え方

(2) 市民協働型・地域内分権型の改革

- ア 自助・共助・公助の視点のもと、市民協働と行政自らの役割の重点化による改革
- イ 地域自治センターと地域協議会を中心に地域内分権を推進し、地域の持つ様々な民間活力を最大限に活かした改革
- ウ 「住んでよかったまち上田」「住んでみたいまち上田」を目指す合併理念のもと、「市民満足度の向上」を目標とする改革

(3) 行政の率先行動と職員の意識改革による改革

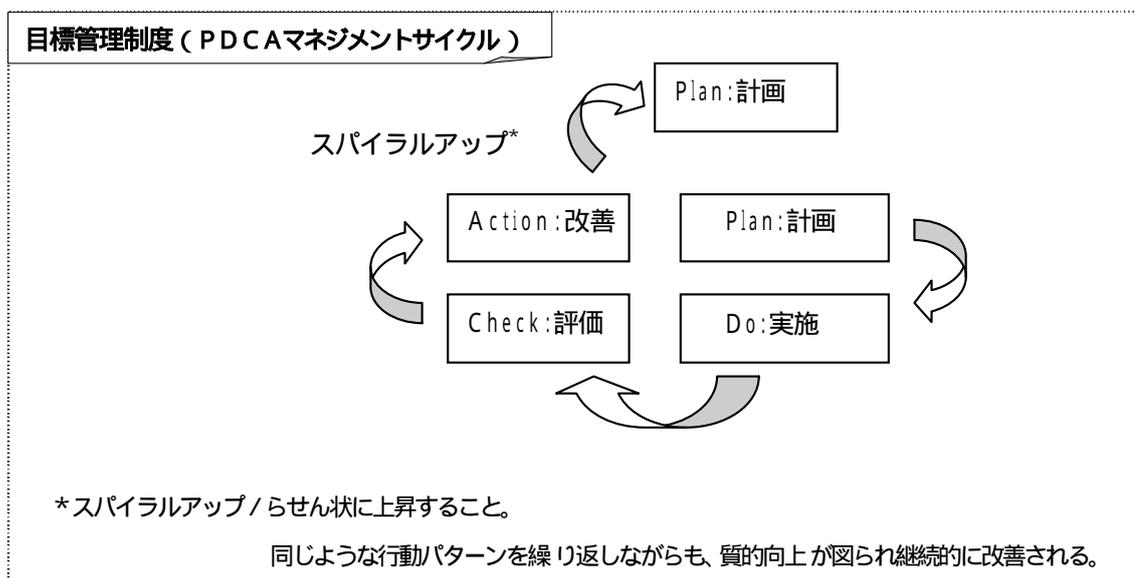
- ア 地域間競争の先頭に立つ市政トップと職員が「競争の意識」を共有する改革（前例主義の排除）
- イ 行政はサービス業という視点のもと「市民第一主義」による改革
- ウ 改革は職員一人ひとりの職責という自覚のもと、改革は新しいまちづくりへの挑戦という活気ある職場風土醸成による改革（減点主義の排除）

(4) 開かれた（オープンな）行財政システムによる改革

- ア 改革を進めるための指針、基準、計画を市民に明確に示し、有言実行による改革
- イ 改革の議論、プロセス、成果を積極的に情報公開する改革
- ウ 行政内部の分権化、本庁管理部門のスリム化、情報の可視化・共有化による改革（縦割り行政の排除）

(5) 実効性とスピードに着目した計画的な改革

- ア 「あれもこれも」から「あれかこれか」への発想の転換を図り、改革目標を選択し集中的かつ計画的に進める改革
- イ 「出来ることから実行」行動した上でさらに改革を進化させるという考えのもと、小さな改革の積み重ねにより改革の流れをつくる改革
- ウ 「経済的コスト意識」と「時間的コスト意識」を原点に目標管理制度（PDCAマネジメントサイクル）を活用した不断、継続的な改革



第2 取組方針

1 取組期間

第一次大綱の取組期間は、総合計画の前期基本計画の終了年度と合わせて、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

また、国が「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」で求めている「集中改革プラン」（平成17年度を起点とし、平成21年度までの計画）については、最終達成日を平成22年4月1日とする。

2 推進体制

新生上田市「行政経営」の概念図（7ページ）に示す全市的に改革に取り組む体制づくり、各地域自治センターや部局が主体的に自ら改革に取り組む庁内体制の整備、迅速で実効性のある改革とするため「集中改革プラン」を策定し、3年間で改革を集中的に実施する仕組みを構築する。

(1) 市民協働体制

地域の様々な力を結集し、市民と行政との協働により、改革に取り組む体制づくり。

(2) 庁内体制

ア 行財政改革推進本部

市長を本部長とし、行財政改革大綱の策定とその実施に関する最終的な決定を行い、全市的な視野のもとで改革に向けた舵取りを行う。

イ 部局別行財政改革推進チーム

地域自治センター長・部長をリーダーとする推進チームを部局別に設置し、各部局が大綱に基づく「部局別行動計画」を策定し、主体的、自主的に改革に取り組む。さらに、総合計画における実施計画や目標管理制度と連携した改革とする。

ウ 役所変えよう委員会

従来の縦割り組織にとらわれず公募により意欲ある若手職員を集め、自由な発想で改革に向けた提案をする横断的組織を設置する。

エ 行財政改革を推進する審議会

行財政改革推進委員会は常設の附属機関として機能を発揮させるため、条例の趣旨にのっとり、毎年度行財政改革に関するテーマを定めて調査、検討し、市長に対して意見、提言する。

オ 監査委員

行政監査の視点から、行財政改革の進捗状況を評価・チェックする体制を整備する。

(3) 迅速で実効性のある改革を目指し集中的に実施する体制

重点取組事項で取り組みの方向性を定めるとともに、3年間の「集中改革プラン」を策定し、改革の迅速化と実効性を高める。

3 進捗管理と進捗状況の公開

行財政改革大綱の「集中改革プラン」と大綱に基づき各部局で策定する「部局別行動計画」は、毎年度P D C Aマネジメントサイクルにより改革の進捗管理を行い、次の計画にスパイラルアップさせて行く。

また、計画や進捗状況を監査委員がチェックした上で、議会や行財政改革推進委員会に報告し意見を求めるとともに、広報やホームページ等で積極的に情報公開し、広範な市民の意見、提案を改革に反映させる。